

令和7年度の長野県におけるツキノワグマ対策の概要

森林づくり推進課

人とクマとの緊張感ある共存関係の再構築

～効果的な防除対策と問題個体の捕獲による里地での人身被害の防止を目指して～
【R6年度に実施した対策の成果、課題を踏まえて対策を強化】

① 実態把握・モニタリング強化

○ 生息状況等の実態を的確に把握するための調査・情報連携

・県研究機関と連携した堅果類豊凶調査の精度の向上（大量出沒の発生予測）

（新）・全県域で生息状況調査を実施

→第2種特定鳥獣保護管理計画（第6期ツキノワグマ保護管理）（R9～）に反映

② 人とクマとのすみ分け等の徹底

○ ゾーニング（地域区分）管理の県内市町村への導入促進

・人とクマとの緊張感ある共存関係を再構築するため、ゾーニング管理導入マニュアル（R6年度作成）により、できるだけ早期に県内全ての市町村への導入を促進

（新）・市町村がゾーニング管理導入に当たって必要なワークショップ開催経費等を支援

○ クマ対策員等の助言を得た効果的な防除対策の推進、日常的な点検の実施

・人の生活域とクマの生息域の境界をクマが意識できるよう、クマ対策員や野生鳥獣被害対策チームによる点検を日頃から行い、誘引物の除去やクマの進入路のヤブの刈払い等の出沒防止対策を行う市町村を支援し、効果的な防除対策を推進

○ 効果的な学習放獣の普及

・クマへのGPS機器の装着等、効果的な学習放獣の普及と、取組む市町村への支援を実施

○ 錯誤捕獲を減らす取組の強化

・くくりわな径12cm以下の推奨、錯誤捕獲防止対応わなの活用、ICT技術の活用、誘引捕獲の推進等

○ クマ対策に取り組む市町村の支援拡充

・森林税を活用した森林域の緩衝帯整備など、部局横断でクマ被害対策事業を実施

（新）・森林域以外の里地や集落周辺での緩衝帯整備等の出沒防止対策を行う市町村への支援

（新）・クマの出沒が増加している地域において、市町村が編成する鳥獣被害対策実施隊が行う追い払いや見回り活動等への支援

（拡）・クマ対策員による効果的なクマ対策への助言（派遣回数を増加）

③ 判断基準の明確化による市町村対応の迅速化

「出沒時対応マニュアル」を市町村の声を踏まえて再改訂し、以下の判断基準を明確にし、市町村における対応の迅速化を図る（R 6 年度中を目途に見直し中）。

- **学習放獣** 地元住民の理解等を前提に、若齢個体や被害を再発させない可能性がある個体を対象に行う放獣の適否の判断基準
- **緊急捕獲** 県条例・規則により市町村長に権限を委譲した緊急時のクマの捕獲について、人身被害が発生するおそれがあり、緊急を要すると認められる場合か否かの判断基準
- **錯誤捕獲** シカやイノシシの捕獲許可を受けて設置したわなへの、許可を受けていないクマ等の捕獲の際、当該クマの安全な放獣が可能か否かの判断基準

④ 大量出沒時等における人身被害防止対策（出沒状況に応じた対応）

○ 県民、市町村への効果的な情報提供とクマ出沒注意報、クマ出沒警報の発出

- ④・県・市町村間の出沒情報共有プラットフォームの運用により、情報収集の効率化を図り、クマの目撃情報の速やかな県 HP への掲載と、データに基づいた迅速な注意報・警報の発出
- ➡ クマ出沒注意報 } 里地での目撃件数や人身被害件数等の基準を超過した場合に発出
- ➡ クマ出沒警報 }
- ➡ クマ出沒特別警報 警報発出基準に加え、堅果類の豊凶調査結果等から凶作が予想される場合に発出（学習放獣は、効果が期待できないため一時休止、錯誤捕獲防止措置を徹底してもなお里地周辺で捕獲された個体は緊急捕獲）

⑤ 野生鳥獣被害対策チーム（県地域振興局）等、クマ対策推進・連携体制の強化

- ・クマ出沒に備えた市町村、猟友会、警察署等、関係機関との連携体制を、クマの出沒を想定した緊急対応フロー・連絡体制図の市町村による作成・共有、出沒対応訓練の実施により構築
- ・隣接県との情報共有による連携した対策
- ・R 6 年度に導入したセンサーカメラをクマの目撃多発地域に集中設置して監視体制を強化するなど、I C T 技術の積極的な活用による捕獲者の負担軽減等

⑥ クマ対策に携わる担い手の育成

- ⑥・市街地出沒や錯誤捕獲時等の不働化作業に従事する麻酔技術者を育成
- ⑥・新規の狩猟希望者向け講座の定員を増やして開催（ハンターデビュー支援事業）

⑦ 国の動向の注視と県の対策への活用

- ・鳥獣保護管理法の改正（市街地での緊急銃猟）への対応（市町村説明会、講習会の開催等）